

陳 情 文 書 表

受理番号	28第8号	受理年月日	平成28年2月10日
陳 情 者			
件 名	羽田空港のこれからについての国の提案について		

【陳情の趣旨】

1 はじめに

国土交通省は、2014年6月にまとめられた国土交通省の「首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ」を同年7月公表し、これに基づき、2020年以降における羽田空港の国際線増便を企画した処理能力拡大策を提案しました。

上記を受けて2015年7月から9月（地域により2016年1月）までオープン形式の「フェーズ1」説明会を開催して地域住民の多様なご意見を収集しました。

2 提案の概要

日本の社会・経済を維持発展させるため、羽田空港国際線の増便が欠かせないとして2020年までに、滑走路の使用方法の変更と併せ、ほぼ東京23区全域及び埼玉県南部、神奈川県北東部、千葉県南東部等にわたる上空約300～1,800mの低高度に飛行経路を新たに設定し、飛行回数を増加しようとするものです。

今後は、「フェーズ1」での説明会での意見を整理して示された課題への具体的な対策や運用方法等を、さらに地域住民の意見を伺いながら、環境影響や安全上に配慮した方策を検討していくとあります。

詳細は、①「羽田空港のこれから（ニュースレター）」説明会での配布資料

②「羽田空港のこれから ～ご質問についてお答えします～」冊子

③「国土交通省ホームページ」

3 陳情の理由

国の提案について、以下のとおりご意見等がありますので陳情致します。

(1) 説明会は、オープンハウス型（説明パネル展示プラス来場者が要求時に担当者が説明）という形式で実施された。

双方向での十分な意見交換が行われたとは、断言できない。また、現状としては未だに全ての地域住民が国の提案事項すら知るに至っていない。

(2) 今後は、「フェーズ2」として「フェーズ1」での説明会で明らかになった課題について更なる情報や考えられる環境・安全上の方策、運用の工夫等の方向性について情報提供していき、議論を深めていく方針とあります。

(3) 具体的な環境影響について「住民の防音工事の助成について」62dB以上の騒音影響を目安に対象区域を指定し、国が助成を行う方針とあります。

【陳情事項】

1 説明会は、一方的に地域住民が説明パネル展示を閲覧して必要時に担当者に説

明をしてもらう形式であり双方の意見交換が十分に実施されたとは言えない。

よって、一方方向でない確りとした説明会による意見交換会を要望致します。また、全ての地域住民が国の提案事項を周知できる情報伝達の実施を要望致します。

2 今後は、「フェーズ2」として「フェーズ1」での説明会で明らかになった課題について更なる情報や考えられる環境・安全上の方策、運用の工夫等の方向性について情報提供をしていき、議論を深めていく方針とありますが、「フェーズ2」を進めるにあたり一つ一つ丁寧に時間をかけて一方方向でない議論により進めることを要望致します。

3 騒音に対する「住宅の防音工事の助成」の騒音影響の目安は、62dB以上と「東京都環境確保条例第136条」の45dBより遥かに緩い数値です。ついては、この62dB以上を45dBに変更していただくよう国土交通省又は国に要請して頂きたいと要望致します。

詳細は、「羽田空港のこれから ～ご質問についてお答えします～」冊子P55
参照

添付書類

- ・「羽田空港のこれから ～ご質問についてお答えします～」冊子P55抜粋
- ・環境確保条例第136条・「日常生活等騒音規制基準」
- ・著名簿一覧